

五
林
業

(一) 林業生産と山林政策

第55表 長井手永山鑑寄帳

山の種類は、大別すると領主林（藩有林・官有林）と私有林（民有林）とに区別される。近世小倉藩（香春・豊津藩）の山の種類を、次の五期に分けて見てみよう。

(3) 元禄年間（一六八八—一七〇四）は、上り山・請山（藩有林・領民に貸与、預り山）と仕立山の三種類であった。郡代宿久善左衛門のと（一六八三）十二月の「長井手水山鑑寄帳」（水井文書）である。

(2) 天和年間（一六八一—八四）は、上り山（藩有林）と社寺山（宮山と寺山）・仕立山（民有林）の三種類であった。第59表は、天和三年（一六八三）十二月の「長井手永山鑑寄帳」（文書）である。

(3) 元禄年間（一六八八—一七〇四）は、上り山・詰山（藩有林・領民に貸与、預り山）と仕立山の三種類であった。郡代宿久善左衛門のと

(1) 細川氏及び小笠原氏の初期の小倉藩では、山林はすべて藩有林であつた。

第60表 仲津郡官林書上(その一部)

明治五年(一八七二)二月

節 丸		長 井		手 水	
小 吉上光節犬内末木横下上扇帆 井 伊 伊 馬 良 良	小	鎧久古山大喜崎柳大大谷木花 多		村	
計 岡原富丸丸垣江場頬原原谷柱	計	畠富川鹿熊良山瀬坂村口山熊		名	
二十五	一一二二六〇五〇六七八二六	三	四四五三四五三六七三三九五	か所	
合計 金	四一三六二五七一一三空示 八一三三五〇四五五二五三	三	四五三二八二三二七三九五 一七九一空空六六一八九三空	反 別	
三、五空	一〇二一三一	三一五、 合五九四〇〇〇	五 間三六五空五 五〇八本	松 御	
一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	檜	
五、四空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	杉	
三、六空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	楓	
三、七空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	梅	
二、四三	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	椴	
一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	椎 林	
一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	櫻	
四穴、五	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	雜 木	
一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	竹	
一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	個 所	野 原 式
四三	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	反 別	
二、六空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	個 所	上 り 敷 竹
三、六空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	反 別	
三、六空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一〇	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	反 別	

(4) き、山林法を制定し、反別調査を実施した(『要略』)。

幕末期は、官山・上り山・坪領山(中老以上の大人に知行地とともに
に給与。藩有地)と社寺山(民有地)・仕立山(同)・野山(同)の六種

(5) 類であった(『時状記』)。

は、明治維新期は、官林(御林・野原式)と私有林であった。第60表
は、明治五年(一八七二)二月の「仲津郡官林書上帳」(文書)の一
部

を表示したものである。

山林管理と領主林の保護・管理ならびに民有林の所管は、山奉行・口屋番・山ノ口であった。山奉行は、主管として林務に専任し、口屋番と在村の山ノ口が官林の保護、伐材・植林管理を担当した。

口屋番は、苗字・帶刀を許され、切米七八石を与えられ、一山に二人ずつ配備された。山ノ口は、四五六斗の給米を受け、一山に十数人配備された。

小物成として山林にかかる税には、請山運上・炭籠運上のほか、第61表のような免許札に対する山方運上銀があつた。第62表は、寛政元年（一七八九）の「仲津郡山方勘定帳」のうち、長井・節丸両手永分を表にしたものである。材木生産は、仲津郡五手永のうち、長井手永は二五分、節丸手永は四五分を占め、両手永合わせて七〇分の生産高を数えている。山林樹木の下草や枝葉を刈り取り、領民が薪など日常生活に必要とする下刈りも、長井手永は一七分、節丸手永は六四分を占め、両手永合わせて八一分の生産高を上げている。犀川町域は、郡内では山林の宝庫でもあつた。

第61表 免許札と山方運上銀

免許札	山方運上銀 鑑札1枚につき						
	銀	10目 5 3 6 1 2 10目 6 3	5 7 分 分 分 分 分 分 分 分				
踏	炭						
鍛	炭						
冶	根						
灰	枝						
松	木						
松	呂						
落	子						
鍛	箕						
約							

領民は、薪を入手するため、「馬札」あるいは「歩行札」という二種類の薪採取鑑札を下付してもらつた代償として、藩へ薪札運上銀を上納した。運上額は、元文年中（一七三六—四一）以降、第63表の運上高を定納するようになつた（積要略）。

第64表は、慶応四年（一八六八）の「長井手永大庄屋日記」に散見する長井・節丸手永の薪山・薪事情を表したものである。犀川盆地にあり、薪山を持たぬ山鹿・本庄・古川・統命院の村人は、日用の薪を大坂・喜多良・上高屋・末江辺より買つて生活したが、この四か村以外の両手永の村々は、薪山を保有しており、薪山を持たぬ人も村内で自給できたのである。薪山が豊富で、薪生産の多い帆柱・扇谷・上伊良原・下伊良原・横瀬の村々は、他村へ薪を売つて生活の足にした。

第62表 仲津郡山方勘定（その一部） 寛政元年（1789）

品	手永	長井	節丸	計	
				朱	朱
材	木	80荷6分4朱 40日3分2厘5分	141荷8分8朱 70日9分8朱5分	222荷5分2厘 111枚2分2厘	朱朱分
代	銀	1荷につき			
運	上				
銀					
下	葉	49枚 49匁1匁	44枚 44匁1匁	93枚 93匁1匁	
代	札				
運	銀				
上					
代	銀	120朱4匁30朱	453朱15匁1分30朱	573朱19匁1分30朱	
銀					
代	メ	93匁3分2厘	130日4厘	222匁3分6厘	
銀					

第63表 小倉藩の薪札銀

都名	薪札銀	貴 匁 分 厘		
		1,439.5.0	1,130.0.0	496.8.8
企田	救川	503.0.0	522.0.0	522.0.0
京	都津	1,715.0.0		
仲築	毛			
上				
合計		5,806.3.8		

嘉永七年（一八五四）二月、藩は、四つ高松を村々に植え付けるよう^に遙勵しているが、仲津郡五手永が申し合わせ、植え付けの半分は、天生田より大橋の犀川の堤防沿いに植林するよう指図している。植林の木種はどんな木でもよいが、柳の木の場合は指木して植え付けるように指導している（『長井手永日記』）。

宇島築港と 用材の調達

文政二年（一八二〇）、小倉藩は、大規模な藩営の宇島築港計画をたて、八月六日、幕府へ築港の諸願書を提出した。翌四年三月、老中水野忠成の名で、幕府の認可が下りた（『杉生十右衛門』）。

四月六日、起工式が行われ、大工事が始まつた。藩は、工事に使用する資材調達を領内に命じ、各地の山林で松木や雜木の伐り出しが行われた。

四月二十四日には、早くも仲津郡五手永の山林から伐採された松木一〇〇本、杭木二六〇〇本が宇島の工事現場へ運ばれてきた。山から伐り出した木材は、一九〇〇人の夫役動員で陸路松原村浜（現、行橋市）まで搬出し、そこから船で宇島まで回送された（『長井手永日記』）。

文政五年四月にも、仲津郡より宇島へ用材が運ばれている。長井手永では、石坂山より松木二〇本、六月には石坂山より松木一二本、花熊山・谷口山より樺各一本、さらに同月、石坂山より松丸木九本、谷口山・花熊山より樺丸木各一本、都合長井谷より用材一〇本が伐り出された。この伐採と運材にかかった費用は四九匁四分であった。その内訳は、人足一六人雇立代三二匁、船三艘運賃一三匁五分、繩六形買立代一匁五分、酒二升代一匁四分である。

長井谷より伐り出された用材は、石坂・花熊・谷口の各山から人夫によつて大橋新地まで搬出され、沓尾港へ船で積み廻しのうえ、帆柱山な

ど他山より集荷された用材と共に、船で宇島へ回送された。

一方、節丸手永では、同年四月、仲津郡割り当て用材四〇〇本のうち、樺四〇本、樺丸木四〇本が帆柱山より伐り出され、人夫によつて沓尾浜まで搬出され、そこから船で宇島まで回送された。

その後も、長井谷・帆柱山を初め領内の各山より必要に応じて用材が宇島へ運ばれた。

文政十一年正月八日、着工以来約七年の歳月を経て、二万四〇〇〇貫余の莫大な工費と資材調達・人的動員によって宇島築港が完成した。

**小倉城炎上と
帆柱材木役所**　天保八年（一八三七）正月四日夜、譜代大名としての偉容を誇る小倉城の天守閣が炎上した。「長井手永大庄屋日記」の正月四日の条には、次のように記されている。

夜五ツ時、御城内出火、御大守迄御焼失、尤松ノ丸・大手御門・御北ノ丸・

御宝蔵二ヶ所相残

同年四月、藩は、城の再建に必要な資材確保のため、次のような行程で、領内の材木見分を行つた。

小倉出泊立
猪膝出泊立
猪膝通

木見分休泊

小倉出泊立

木見分休泊

宇島へ運ばれた。

同廿一日
宿平
見分
芝崎通
真崎檜山

木見分休泊

同廿二日
長谷見分
猿掛別所河内通
長五林

木見分休泊

同廿三日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿四日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿五日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿六日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿七日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿八日
長谷見分
猿掛別所河内通
帆柱山

木見分休泊

同廿三日	寒田山	見分	
同廿四日	乳呑坂越積り		
同廿五日	河内檜山	見分	
同廿六日	浜筋	見分	
同廿七日	松山辺 間島	見分	
已上			大村 八屋 泊
			行 事 泊
			下曾根休
			小倉引取

小倉の篠崎口を出立した材木見分役人一九人の一行は、途中、郡夫や馬を動員し、二十一日～二十七日の日程で、蒲生・猪膝・宿平・長谷・長五林、そして犀川町域の焼尾・帆柱山の材木を見分して帆柱村で一泊し、寒田・櫟木原・大村・八屋・行事・松山・間島・下曾根経由で小倉へ帰着した。

この領内材木見分の結果、材木が豊富で、築城資材として良質な檜・杉などの生産地帆柱に、藩は、御用材役所として帆柱役場を臨時に設置した。町域の焼尾・帆柱山から築城に適した檜を主体とする材木が伐り出され、領内各地から調達された資材と人的動員によって小倉城が再建された。

第四節 農村社会の変質

一 飢饉と災害

(一) 天災と人災

異常気象から大量のウンカが発生し、農作物を食い荒らす虫害を原因とした享保十七年（一七三二）の飢饉、

また、風雨・洪水など天候異変が数年続いて、農作物が、壊滅的な打撃を受けて、生産が大きく落ち込んだ天明の飢饉（一七八三～八八）、同じく天保の飢饉（一八三四～三六）。享保・天明・天保の飢饉が近世の三大飢饉といわれている。これらの飢饉は、いずれも天候不順が原因で起つた飢饉である。

言うまでもなく、農業は自然条件が第一である。とりわけ天候に左右されてきた。特に異常気象は飢饉につながった。雨が少な過ぎると旱魃となり、多過ぎると洪水を起こし田畠を洗い流す。また、気温の高低は農作物に害を及ぼし凶作となる。台風もその一つである。住居・田畠・立木・河川など、あらゆる物を一瞬のうちに破壊して去っていく。

こうした天候不順による自然災害と、それにもかかわらず厳しい年貢の取り立てで、農民は耕作を捨てて村から逃げ出し、それは農村の人口減少を来し、そのため荒れ地が増えて村勢を回復できず、村は荒廃していく。あとは亡村になるなど、農村に大きな悪影響を与えた。ということは、裏を返せば農民は災害に備えて蓄えるほどの余力はなく、ギ